

総務常任委員会資料

2023年(令和5年)10月5日

政策局市長室

旧明石市立図書館跡地に係る
SNS投稿に関する調査報告書

2023年(令和5年)10月5日

明石市

目 次

第 1	調査に至る経緯	1
第 2	調査事項	1
第 3	調査方法	1
第 4	認定事実	
1	9月8日(金)	2
2	9月10日(日)	2
3	9月11日(月)	2
4	9月12日(火)	5
5	9月14日(木)	5
6	9月15日(金)	5
7	9月16日(土)	6
8	9月17日(日)	6
9	9月18日(月・祝)	6
10	9月29日(金)	6
11	10月1日(日)	7
第 5	判断	
1	情報を直接把握していた者による情報提供の可能性	7
2	盗聴器による盗聴の可能性	8
3	小括	9
第 6	再発防止策	
1	市民に対する説明及び信頼回復	9
2	県に対する説明及び信頼回復	10
3	泉前市長への対応方針	11
第 7	結語	12

※ 本報告書に記載されている日付は、すべて2023年(令和5年)を指している。

第1 調査に至る経緯

兵庫県立明石公園（以下「明石公園」という。）内にある旧明石市立図書館（以下「図書館」という。）については、本市が公園管理者である兵庫県（以下「県」という。）から都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づき3月31日まで設置許可を受けていたが、現在も図書館の撤去及び県への土地（以下「跡地」という。）の返還といった原状回復が行われていない状況にある。

この跡地の活用に関して、9月11日、前明石市長である泉房穂氏（以下「泉前市長」という。）が、斎藤元彦兵庫県知事（以下「斎藤知事」という。）から本市に対してお詫びの電話があった旨をX（旧Twitter。以下「X」という。）に投稿した。同日、この投稿について、県から本市に対して事実と異なる旨の申入れがあった。その翌日には、斎藤知事が、記者会見で、斎藤知事と丸谷聡子明石市長（以下「丸谷市長」という。）との電話内容が一私人である泉前市長に伝わり、それが誤った内容でSNSを通じて拡散したことは大変遺憾であり、本市の情報管理のあり方についても少し苦言を呈することが大事だと思うとの見解を示された。

市議会からも、9月15日に開催された総務常任委員会において、本件について調査をして市民や県に対して説明するとともに、信頼回復に努めるべきであるとの意見が出されたことから、市民や県に対する説明責任を果たして信頼回復を図るべく、調査を開始するに至った次第である。

第2 調査事項

9月11日に斎藤知事が丸谷市長に対して電話をかけた事実及びその電話の内容が、本市から泉前市長に伝わったか否かについて

第3 調査方法

本件に関して県と本市との間で授受された文書、斎藤知事による記者会見の内容、新聞記事等で報道された内容、Xへの投稿内容、市会本会議（9月14日開催）及び総務常任委員会（9月15日開催）における答弁内容をもとに、当事者及び関係者からの聴き取り並びに専門業者による盗聴器の有無に関する検査を行う方法により調査を行った。

第4 認定事実

争いのない事実並びに信用性が認められる当事者及び関係者の証言によれば、以下の事実が認定できる。

1 9月8日（金）

高橋啓介政策局長兼市長室長（以下「高橋局長」という。）外1名が県庁を訪問し、県の公園緑地課の職員と、図書館の撤去等の原状回復についての猶予を求める文書の内容について協議を行った。

2 9月10日（日）

斎藤知事が、跡地の活用に関する毎日新聞の記事を引用して、「今後出される市の方針を踏まえ、県と市で協議し、早期に方向性を定めていきたいと思っております。」とXに投稿した。

3 9月11日（月）

(1) 泉前市長によるXへの投稿①

2記載の投稿を受けて、泉前市長が、午前中に7回にわたり、別紙のとおり、県や斎藤知事を批判する内容をXに投稿した。

(2) 報道機関による斎藤知事への取材申入れ

3(1)記載の投稿を受けて、報道機関が、斎藤知事に対し、これらの投稿の受け止め方について取材を申し入れた。

(3) 斎藤知事から丸谷市長への架電

① 電話応対時の状況

午後12時50分頃、斎藤知事が丸谷市長に対して電話をかけた。（以下、この電話を「知事からの電話」という。）

知事からの電話は、県の秘書広報室から本市の市長室にかけられたものであり、市長室の職員が応対し丸谷市長につないだ。丸谷市長は、301応接室で電話を受けた。同室内にいたのは、丸谷市長と高橋局長の2名のみである。その際、丸谷市長はスピーカーフォン機能を使用せずに受話器で通話をしていたため、高橋局長には斎藤知事の声が聞こえない状況であった。

② 電話の内容

本市が跡地に市立施設を導入する検討を進めていることを

踏まえ、いずれ齋藤知事と丸谷市長が直接会って方向性を協議する機会を設けて、県民・市民に喜ばれるような明石公園づくりを協調して進めていくことについて認識を共有した。

また、齋藤知事が泉前市長による3(1)記載の投稿に関して報道機関による取材を受けることについて情報提供を受けた。

(4) 電話後における市長と高橋局長との協議

3(3)記載の架電後、丸谷市長が高橋局長に知事からの電話の内容を伝え、今後の対応について協議をした。

跡地の活用方針に関して県と本市が協調して進めていくという電話の内容については、齋藤知事への取材後に本市への取材が予想される場所である。

もともと、仮に本日取材を受けたとしても、9月6日の発言通告で榎本和夫市議（以下「榎本市議」という。）が図書館について一般質問を通告しているため、当該質問に対する答弁を行う前に報道機関に対して本市の考え方を示すことはできないと整理した。

そこで、県との信頼関係を維持するとともに、これ以上の混乱を防ぐため、跡地の活用に関して県を批判する内容をXに投稿し続けている泉前市長に対して自粛を求めることにした。

(5) 高橋局長から泉前市長への投稿自粛要請

3(4)記載の協議を踏まえ、高橋局長が泉前市長に架電し、跡地の活用に関して県を批判する内容を繰り返し投稿されていることについて、これ以上の投稿をやめるように要請した。その際、高橋局長は、知事からの電話があった事実を伝えていない。

(6) 高橋局長から正副議長への報告・相談

午後2時頃、高橋局長が、尾倉あき子市会議長（以下「尾倉議長」という。）と灰野修平市会副議長（以下「灰野副議長」という。）に対し、1記載の県との協議内容、3(1)記載の泉前市長によるXへの投稿内容及び知事からの電話の内容を報告するとともに、榎本市議による図書館についての一般質問に対する答弁を行う前で本市の考えをまだ明らかにしていない状況の中で、市議のうち誰にこれらの内容を報告するかについて相談した。その際

は、村田充議会局長（以下「村田局長」という。）が同席した。

相談の結果、榎本市議及び一人会派を除く各会派の幹事長に報告することを確認した。

(7) 齋藤知事による報道機関への会見案内

午後2時頃、齋藤知事が3(2)記載の取材申し入れを受けて会見を行う旨の案内を行った。

(8) 高橋局長から市議への報告①

高橋局長が、榎本市議に対し、電話で一連の内容を報告した。

その後、高橋局長が千住啓介市議（自由民主党明石幹事長。以下「千住市議」という。）に会って、一連の内容を報告した。

(9) 泉前市長によるXへの投稿②

午後3時48分、泉前市長が、「齋藤知事から明石市に本日、お詫びの電話があったとのこと。「県からの提案が遅れていて申し訳ない。明石市が検討していただけるなら、ありがたい」との趣旨だったようだ。マスコミの皆さん、よく確認のうえ、報道してくださいね。悪いのは、明石ではありません。」とXに投稿した。（以下、この投稿を「本件投稿」という。）

(10) 齋藤知事による会見

午後4時頃、齋藤知事が、報道機関からの取材を受け、①報道等を受けて、丸谷市長に電話し、知事・市長で意思あわせをしたこと、②9月下旬から10月に丸谷市長と会って合意すること、③市議会や市民の意見を聞くため一定の時間がかかるのは理解できるので、その方針を了としたいことを伝えた。

(11) 高橋局長から市議への報告②

高橋局長が、国出拓志市議（公明党幹事長）に対し、電話で一連の内容を報告した。

(12) 県（秘書広報室）から市（市長室）への架電

高橋局長が、県の秘書広報室の職員から電話を受け、本件投稿の内容が事実と異なるものであることを確認した。

(13) 高橋局長から市議への報告③

高橋局長が、正木克幸市議（明石維新の会幹事長）、竹内きよ子市議（明石かがやきネット幹事長）及び中川夏望市議（市民の会幹事長）に対し、電話で一連の内容を順次報告した。

(14) 県（秘書広報室）から市（市長室）への文書による申し入れ

本市の市長室が、県の秘書広報室から、3(12)の架電内容をまとめた「県立明石公園内の旧明石市立図書館跡地活用に関する電話内容について（申入）」と題する文書をメールで受信した。

4 9月12日（火）

斎藤知事が、記者会見を開き、知事からの電話の内容を明らかにした上で、本市に対してお詫びやお礼をした事実はないことを強調するとともに、知事からの電話の内容が誤った内容でSNSを通じて拡散したことは大変遺憾であり、本市の情報管理のあり方についても少し苦言を呈することが大事だと思ふとの見解を示された。

5 9月14日（木）

市会本会議において、榎本市議が、本件投稿についての丸谷市長及び高橋局長の認識を問うた。

これに対し、丸谷市長は、知事からの電話の内容について、「お詫びといった内容ではなかった。」とした上で、「前市長とは一切話をしていない。いい形で進もうとしている矢先で大変困惑している。なぜこうなったのか私も知りたい。」と答弁した。

また、高橋局長も、知事からの電話があった事実について泉前市長に伝えていないと答弁した。

6 9月15日（金）

市会総務常任委員会において、丸谷市長及び高橋局長以外の職員が泉前市長に対して知事からの電話の内容を伝えた可能性や、盗聴器により盗聴されている可能性について言及があった。

最終的に、職員への聴き取り及び盗聴器に関する調査を行い、市民及び県に対する説明及び信頼回復、並びに泉前市長への対応方針について、報告書にまとめて委員会に提出することが確認された。

7 9月16日(土)

泉前市長が、「複数のマスコミ関係者から連絡があり、その他からも情報提供があり、それら情報を総合的に判断して、電話の件をツイートしたが、また聞きの不確かな情報だったので、その後、削除したという経緯。軽率な対応につき、反省しています。関係者の皆さん、申し訳ありませんでした」とXに投稿した。

8 9月17日(日)

泉前市長が、「盗聴なんかするわけないし、荒唐無稽な誹謗中傷ネタにすぎない」とXに投稿した。

9 9月18日(月・祝)

泉前市長が、報道機関からの取材に対し、「盗聴なんてするわけないやろ。電話内容を取材した複数のマスコミ関係者から聞いた。市長時代からの自分の感情が入った。ただ、直接話を聞いたわけちゃうから、不確かな情報だったっていうのは反省しています。」と答えた。

10 9月29日(金)

以下のとおり、本市が、泉前市長に対して電話にて聴き取り調査を行った。

市： 知事からの電話の事実及び内容について、丸谷市長から情報提供を受けたか？

泉： 受けていない。

市： 知事からの電話の事実及び内容について、高橋局長から情報提供を受けたか？

泉： 受けていない。

市： 知事からの電話の事実及び内容について、それ以外の市職員から情報提供を受けたか？

泉： 受けていない。

市： 知事からの電話の事実について、誰から情報提供を受けたのか？

泉： 当日午前中から、複数のマスコミ関係者から連絡があった。

知事からの電話の事実についても、複数のマスコミ関係者から情報提供を受けた。

市： 知事からの電話の内容は、実際には、斎藤知事から本市へのお詫びではなかったが、なぜお詫びであると投稿したのか？

泉： 複数のマスコミ関係者から知事からの電話の事実を聞いて、自らの解釈として、電話の内容は斎藤知事から本市へのお詫びであると判断した。

11 10月1日（日）

専門業者であるALSOK東心株式会社に依頼して、盗聴器の発見調査を行ったところ、知事からの電話が盗聴された可能性のある301応接室、市長執務室、副市長執務室及び市長室並びにその付近周辺からは、盗聴器が発見されなかった。

第5 判断

認定事実によれば、泉前市長は、知事からの電話の事実について、本市からではなく複数のマスコミ関係者から情報提供を受けたと主張している。そして、泉前市長自身の解釈として、当該電話の内容は斎藤知事から本市へのお詫びであると判断したと説明した。

これらの泉前市長の証言は、知事からの電話の事実及び内容が本市から泉前市長に伝わったことを否定するものであるが、一方で、知事からの電話の事実及び内容が本市から泉前市長に伝わった経緯として以下の2つの可能性が考えられる。すなわち、①当該電話に関する情報を直接把握していた者による情報提供の可能性と、②盗聴器による盗聴の可能性の2点であり、以下検討する。

1 情報を直接把握していた者による情報提供の可能性

認定事実によれば、知事からの電話は9月11日午後12時50分頃に行われ、本件投稿は同日午後3時48分に行われている。この約3時間の間に当該電話の事実及び内容を直接把握していたのは、丸谷市長、高橋局長、尾倉議長、灰野副議長、村田局長、榎本市議、千住市議の7名であるので、順次検討する。

(1) 丸谷市長

丸谷市長は、本会議において、知事からの電話の事実及び内容

を泉前市長に伝えたことを明確に否定している。

また、これまで停滞していた跡地の活用話を漸く前向きに進められるという状況の中で、丸谷市長にとって、もはや一私人にすぎない泉前市長に情報を提供する利点や動機はないに等しい。

しかも、泉前市長自身が、本市による聴き取り調査において、丸谷市長から情報提供を受けたことを否定している。

ゆえに、丸谷市長は、泉前市長に対し、知事からの電話の事実及び内容に関する情報を提供していないと判断する。

(2) 高橋局長

高橋局長は、本会議において、知事からの電話の事実及び内容を泉前市長に伝えたことを言下に否定している。

また、9月8日に県庁を訪問して県の公園緑地課の職員との間で跡地の活用に関して友好的に協議を進めている高橋局長にとって、泉前市長に情報を提供する利点や動機はないに等しい。

しかも、泉前市長自身が、本市による聴き取り調査において、高橋局長から情報提供を受けたことを否定している。

ゆえに、高橋局長は、泉前市長に対し、知事からの電話の事実及び内容に関する情報を提供していないと判断する。

(3) 尾倉議長、灰野副議長、榎本市議、千住市議、村田局長

これらの者は、本市による聴き取り調査において、泉前市長への情報提供をいずれも否定している。彼らと泉前市長との関係性に鑑みても、彼らが情報提供をする利点や動機は見当たらないことから、情報提供をしていないと判断するのが相当である。

2 盗聴器による盗聴の可能性

- (1) 総務常任委員会（9月15日開催）において、複数の委員が、知事からの電話の事実及び内容が泉前市長に伝わった経緯に関して、盗聴器による盗聴の可能性について言及した。委員からは、丸谷市長及び高橋局長の両名がいずれも泉前市長に情報提供をしていないのであれば、301応接室をはじめ市長室において盗聴器による盗聴が行われているとしか考えられないので、専門業者による徹底的な盗聴器発見調査を行うようにとの意見があった。

これを受け、本市は、10月1日、専門業者であるALSOK東

心株式会社による盗聴器発見調査を行ったが、盗聴器は発見されなかった。同社は実績が豊富で、当該調査に関して信頼に足る業者であると評価できる。そのような業者による調査でも盗聴器が発見されなかったのであるから、301応接室をはじめ市長室及びその周辺付近には盗聴器が設置されていなかったと結論付けられる。

- (2) もちろん、盗聴器発見調査は知事からの電話の20日後に行われていることから、知事からの電話当時に設置されていた盗聴器が、盗聴器発見調査までの間に撤去された可能性は残されている。

とはいえ、仮に知事からの電話当時に301応接室に盗聴器が設置されていたとしても、丸谷市長はスピーカーフォン機能を使用しておらず、同席した高橋局長にも聞こえていなかったのであるから、当該盗聴器が斎藤知事の発言を録音できたとは著しく想定し難い。極めて穿った見方をすれば、だからこそ事実と異なる情報が泉前市長に伝わったと考えられなくはないが、それはさすがに牽強附会の謗りを免れないというべきであり、むしろ、盗聴器による盗聴は一切なかったと判断する方が自然であろう。

- (3) 以上から、知事からの電話の事実及び内容が泉前市長に伝わった経緯について、盗聴器による盗聴の可能性はないと判断する。

3 小括

以上検討したとおり、情報を直接把握していた者による情報提供や盗聴器による盗聴はないことから、知事からの電話の事実及び内容は本市から泉前市長に伝わっていないものと判断する。

第6 再発防止策

1 市民に対する説明及び信頼回復

知事からの電話の事実及び内容について、本市から泉前市長への情報提供や盗聴器による盗聴はなかったとはいえ、今回の出来事が、市の情報管理について市民に一定の不安を与えたことは否定できず、本市としては、こうした市民の不安を真摯に受け止め、市民に対する説明責任をしっかりと果たした上で、信頼回復に努めなければならない。

そのためには、まずは市民の代表者である市議会に本調査報告書を提出し、その後にホームページ等で公表することにより、今回の一連の出来事の経緯を詳らかに伝えた上で、本市から泉前市長への

情報提供や盗聴器による盗聴はなかったことを明らかにすることによって、市民の不安を取り除くことが求められる。

また、本市が保有する個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により規律されているところ、同法は個人情報が保護されるための多くの義務を自治体に課している。本市としては、これまでも同法を遵守して市民の個人情報を適切に管理してきたが、今回の出来事を受けて、市政に関する情報のみならず、市民の個人情報についても改めて厳重に管理することで、市民の信頼回復につなげていくことが重要である。

2 県に対する説明及び信頼回復

今回の出来事が、県に対して迷惑をかけたことは論を俟たない。齋藤知事も、9月12日の記者会見で、知事からの電話の内容が一人である泉前市長に伝わり、それが誤った内容でSNSを通じて拡散したことは大変遺憾であり、本市の情報管理のあり方についても少し苦言を呈することが大事だと思ふとの見解を示されている。

知事からの電話の事実及び内容について、本市から泉前市長への情報提供や盗聴器による盗聴はなかったとはいえ、本市が泉前市長に情報提供をしたのではないかと県に疑われたことは、県と本市との信頼関係を損ないかねない由々しき事態であり、本件以外の県と本市の連携事業にも影響を及ぼしかねない危険性を孕むものである。本市としては、県に対しても今回の調査結果を丁寧に説明した上で、信頼回復に努める必要がある。

そのためには、本市が県庁を訪れて本調査報告書を提出し、齋藤知事をはじめ、今回の出来事に関与した県の職員に対して、今回の一連の出来事の経緯を詳らかに伝えた上で、本市から泉前市長への情報提供や盗聴器による盗聴はなかったことを明らかにすることによって、県との信頼関係の再構築を図っていく必要がある。

幸いなことに、齋藤知事は跡地の活用に関する丸谷市長の方針に理解を示していただいております、この件を担当する県と本市の職員同士の関係も良好であると認識している。

本市としては、今後も引き続き県と対話して丁寧に対応することにより、県との信頼関係の向上につなげていくことが肝要である。

3 泉前市長への対応方針

本件投稿によって、本市は、市民や県からの信頼関係を損ないかねない事態に陥った。本市としては、市民や県からの信頼回復に努め、良好な関係を築いていくためにも、今後、泉前市長に対して、これまで以上に毅然とした対応をとっていくことが求められるというべきであり、その方法として、以下の4点について検討する。

(1) 市政に関する内部情報を一切提供しないことについて

言うまでもないことであるが、泉前市長は一私人にすぎず、もはや公職者ではない。そのため、市政に関する情報を一般市民以上に知るべき立場にはなく、前市長だからといって当然にこれらの情報を知ることができるものではない。

既に詳述したとおり、知事からの電話の事実及び内容について、本市から泉前市長への情報提供や盗聴器による盗聴はなかったが、今後このような事態が起こらないようにするためにも、泉前市長に対しては、あくまで市民の1人として公開情報を提供するにとどめ、市政に関する内部情報を一切提供しないことを、市政に関与する者全員が改めて深く肝に銘じるべきである。

(2) 本市は泉前市長の個人的な投稿等と無関係であることについて

泉前市長は一私人となった現在においても、依然として市政に関する情報の投稿や発言を続けている。これらの投稿等は、たとえ泉前市長が在任中の内容であったとしても本市の公式な発信ではなく、泉前市長個人の責任においてなされているものであることを強調する。

また、上記(1)で述べたように、本市は泉前市長に対し、市政に関する内部情報を一切提供しない以上、これに関する泉前市長の投稿や発言はいずれも同氏の憶測によるものであり、正確な情報ではないことを注意喚起したい。

さらに、今後も本件投稿と同様の事実誤認に基づく投稿や発言があった場合、本市はその投稿の削除や発言の撤回を申し入れる等、泉前市長に対し毅然とした対応をとることとする。

(3) 泉前市長に対する法的責任の追及について

総務常任委員会（9月15日開催）において、今回の出来事に

よって本市が迷惑を被ったことを理由に、泉前市長を訴えたらよいのではないかと提案し、法的責任を追及すべきであるとの意見があった。

この意見を受けて、本市に在籍する複数の弁護士職員において法的観点から検討を重ねたが、泉前市長に対する法的責任の追及は難しいことが予想される。

法的責任の追及方法としては、本件投稿によって、盗聴器による盗聴疑惑が出されたり本市の情報管理のあり方に苦言を呈されたりして、本市の名誉を毀損したり今後における県との関係や市の折衝・協議に悪影響を及ぼしたりしたことを理由に、民法(明治29年法律第89号)第709条(不法行為)に基づく損害賠償請求をすることが考えられる。

(4) 泉前市長に対するXへの投稿差し止め請求について

総務常任委員会(9月15日開催)において、泉前市長によるXへの投稿回数の多さや投稿内容等を踏まえて、その投稿行為自体を問題視する声が上がリ、その対処方法について議論が交わされた。

しかしながら、泉前市長は今や一私人、一市民であることから、同人によるXへの投稿行為自体を強制的に差し止めることは著しく困難であると言わざるを得ない。本件投稿は既に削除されており、これ以上、一私人によるXへの投稿について行政が関与することは慎重になるべきであると考えられる。

第7 結語

「9月11日に斎藤知事が丸谷市長に対して電話をかけた事実及びその電話の内容が、本市から泉前市長に伝わったか否か」という本調査事項については、「本市から伝わっていない」との結論に至った。

以上をもって本調査を終了するが、本市としては、市民や県との良好な関係や信頼関係を築き続けるため、上記再発防止策を踏まえ、今後も誠実かつ真摯に対応していくことをここに誓約する次第である。

以上

泉前市長による X への投稿内容

9月11日（月）

① 午前8時14分

昨年4月11日の県庁でのトップ会談の際に、私に対して『図書館跡地については、“民間活用案”を兵庫県の方から明石市に提案するので、お待ちください』とおっしゃったのは、知事ご本人です。その後、兵庫県からは何の提案もなされず、今に至っているというのが事実です。議事録もありますが・・・

② 午前8時27分

トップ会談の際に、斎藤知事は「市立図書館も壊して更地で返すということだと巨額の負担がある中で、民間の方々からいろんなアイデアをいただきながら解体も含めてやっていく」と述べ、県から“民間活用案”を提案すると約束されたが、いまだに提案はない。それが事実・・・

③ 午前8時38分

このテーマのポイントは、①公共用地（市立図書館跡地）をいかに利活用するのか、②その利活用（解体と施設整備）にかかる費用負担をどうするのかの2つ。土地を返す返さないの問題ではない。県が提案してこないなので、明石市の方で検討を始めたと聞いている。マスコミにも冷静な報道をお願いしたい。

④ 午前8時53分

マスコミをお願いしたい。一部の県職員の情報だけを鵜呑みにして報道するのは危険なので、きちんと“裏どり”をしてから報道していただきたい。豊かな海づくり大会に関する私の“暴言”（「知事に言って業者を変えてやる」）も、一部の県職員による完全な“デッチ上げ”でしたし、気をつけてくださいね。

⑤ 午前10時22分

『まるで明石市が放置してるみたいを書いてますけど、知事側にボールがあったのでは』とのコメントですが、そのとおりです。斎藤知事から「県のほうで“民間活用案”を提案するから待ってほしい」と言われたので、待っていたのです。何の提案もしてこなかったのに、明石市に責任転嫁って・・・

⑥ 午前10時34分

斎藤知事は「更地にして返せ」というつもりはなく、(中略)実はうち(兵庫県)の方で、だいたい素案をかいているので、またご提示したい」と、知事室でのトップ会談で私に約束した(下記「議事録」参照)。にもかかわらず、その後、県からの提案はなく、いきなり明石市が悪いかのような対応って・・・

<議事録>

知事 分かります。契約だからといって(市立図書館の跡地を)更地にして返せーというつもりはなく、やはり民間の投資をいれながら、8億円を圧縮するような提案をいただき、民間で解体とコンストラクション(建設)をやる方が絶対に安くすむはず。実は、うちの方でだいたい素案をかいているので、またご提示したい。解体だけで8億円はしんどいと思う。

⑦ 午前10時41分

一般には信じ難いことだとは思いますが、兵庫県はこれまでも“でっちあげ”の「抗議文」を明石市に出してきたりもしている。そして、マスコミが事実の確認をすることなく、そのまま報じてしまうので、世の中に誤解が拡散されてしまったりもしてきた。マスコミの皆さんの冷静な対応を切に願っている。

以上



《御依頼者様控え》



作業終了確認書

2023年 10月 / 日
ALSOK東心株式会社

電波環境測定（盗聴器・盗撮器探索・漏洩電波調査）を実施した結果、

- 1 異常電波は確認されませんでした。
- 2 漏洩電波は確認されませんでした。
- 3 異常電波を確認し、不審物を発見および撤去致しました。

特記事項記入欄

上記のとおり作業終了致しました。

2023年 10月 / 日 (日 曜日) 17時 40分



東京都府中市府中町1-14-1 朝日生命府中ビル6階

Tel:042-370-1760 Fax:042-370-1772

ALSOK東心株式会社

作業担当者 営業部 情報管理

